

令和5年度第2回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び
障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）、会議録

日時：令和6年1月23日（火）14:00～15:45

実施：リモート形式によるオンライン開催

次 第

- | | |
|---|---------------------------------------------|
| 1 | 開 会 |
| 2 | 議 題 |
| | (1) 令和5年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について |
| | (2) 次期障害者総合支援計画(案)について |
| | (3) 障害者差別に関する相談状況について |
| | (4) さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の改正について |
| | (5) さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について |
| | (6) その他 |
| 3 | 閉 会 |

配布資料

- | |
|----------------------------------------------|
| ・次第 |
| ・委員名簿 |
| ・資料1 令和5年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について |
| ・資料2 次期障害者総合支援計画(案)について |
| ・資料3 障害者差別に関する相談状況について(令和5年12月末時点) |
| ・資料4 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の改正について |
| ・資料5 さいたま市障害者相談支援指針 |
| ・資料6 さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について |
| ・参考資料1 公衆浴場施設における障害のある方への接客のヒント |

出席者

委 員・・・大村委員長、森脇委員、若杉委員、宮井委員、藤本委員、佐野委員、滝澤委員、荒井委員、豊永委員

臨時委員・・・富岡臨時委員、新井臨時委員、川津臨時委員、加藤臨時委員、竹内臨時委員、黒金臨時委員、塚田臨時委員、塚越臨時委員、長谷場臨時委員、大畑臨時委員

事 務 局・・・障害政策課ノーマライゼーション推進係長、障害政策課職員

欠 席 者

月岡委員、宮村臨時委員、水内臨時委員

1. 開 会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は、障害政策課の荒木と申します。

本日は、皆様大変お忙しい中、第2回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前にお配りした資料といたしましては、

- 1 次第
- 2 委員名簿
- 3 資料1 「令和5年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組みについて」
- 4 資料2 「次期障害者総合支援計画(案)」
- 5 資料3 「障害者差別に関する相談状況について(令和5年12月末時点)」

なお、資料3「障害者差別に関する相談状況について(令和5年12月末時点)」の詳細につきましては、個別具体的な事案でございますので、議題3「障害者差別に関する相談状況」の際に画面に表示させていただきます。

- 6 資料4 「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の改正について」
- 7 資料5 「さいたま市障害者相談支援指針」
- 8 資料6 「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」

なお、資料5、6に関しまして、通知文に記載の資料番号と資料右上に記載しております資料番号が逆になっております。正しくは、通知文記載のとおり、対応指針が資料5、対応要領が資料6となります。大変申し訳ありません、修正をお願いいたします。

- 9 参考資料1 公衆浴場施設における障害のある方への接客のヒント

以上資料9点でございますが、よろしいでしょうか。

続きまして、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。オンラインでの出席委員19名で欠席の委員が3名で過半数の方が御出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第19条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

また、本日は、オブザーバーとしまして国土交通省関東運輸局バリアフリー推進課課長補佐清水様、国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官中山様に御

出席いただいております。

続きまして、会議の公開についてですが、さいたま市情報公開条例第 23 条の規定により原則公開することと規定されております。本日、傍聴を希望する 3 名の方が傍聴会場にお越しですので、3 名の方に傍聴を許可したいと存じます。

ただし、議題 3 「障害者差別に関する状況について」は、議題の後段において、個別具体的な差別事案を取り扱う予定ですので、非公開とさせていただきます。傍聴人の方につきましては、議題 3 の非公開部分に入る前にお声がけいたしますので、申し訳ございませんが、一旦御退席をお願いいたします。

ここで、会議に入る前に皆様にお願いがございます。

本日は、多くの方にオンラインで御参加いただいておりますので、御自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いいたします。

また、御発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後に御発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前をおっしゃっていただけてから御発言いただけますようお願いいたします。

それでは、ただいまより第 2 回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、本来であれば障害政策課長の田中より御挨拶申し上げますところですが、公務の都合で欠席となりました。申し訳ありません。

それでは、以後の進行を大村委員長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

(大村委員長)

それでは、ここから私の方で議事を進めさせていただきます。

それでは第 2 回目の委員会ということで始めさせていただきます。

今年の 4 月ですね、来年度 4 月冒頭から、差別解消法の改正もある中で、この委員会もかなり重要な位置づけにあるのかなと思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日議事をいくつかいただいておりますが、議事に入ります前に、10 月 24 日の（火曜日）に障害者差別解消支援地域協議会ですね、この委員会は協議会を兼ねているわけですがけれども、「体制整備・強化ブロック研修会」というのが内閣府の方でございました。こちらの内閣府での研修会の内容について概要を事務局の方からお願いしたいと考えております。何で御報告をお願いするかというと、今回この後の議題の審議に係わって内容が非常に関連していますし、重要な案件だと思いますので、御報告

をお願いしたいと思っております

それでは、よろしく願いいたします。

(事務局)

障害政策課の竹鼻です。

それでは内閣府主催、「令和5年度障害者差別解消支援地域協議会に係わる体制整備・強化ブロック研修会」について、概要を御報告させていただきます。

本研修会には、本市から権利擁護委員会委員長の大村委員長と私の2名で参加しました。

本研修会では、「改正障害者差別解消法の施行に向けて」という題で内閣府からの行政説明、全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長の又村氏から「障害者差別解消法改正！地域協議会の機能充実と相談対応力の向上を図るために」を題に基調講演を事前に視聴し、当日は、事前視聴動画の質問への回答及びケーススタディーを用いたグループディスカッションを実施し、他の自治体関係者と障害者差別事例に対する認識のすり合わせを行いました。

事前質問では、大村委員長から2つ質問をされておりましたので、回答について御紹介させていただきます。

まず1つ目、Q. 現在は、市内区役所、障害者生活支援センターにおいて相談を受け付けているが、相談件数が少なく、表に出てきていない事例が多くあるのではないと感じている。法改正の観点から、相談先や相談窓口を充実させるとしたらどのようなことが考えられるか。

A. どこからでも入ることのできる相談窓口を増やすことが手っ取り早いのではないかと思う。具体的にいうと、身近な業界団体に普段接している部署を協議会に巻き込み、全庁的に相談を受けることができるような体制を整えておくこと。こうすることで庁内のコンセンサスがとれるようになるため、事前に相談受付票(この順番で、この内容を聞き取れば、同一の内容を確認することができるという様式)を共有しておくことが必要になる。また内部でコンセンサスが取れてしまえば、後は事業者側にそれを伝えれば、相談窓口を拡充させ、相談人材を育成することに繋がるのではないか、という回答をいただいております。

2つ目、Q. 地域協議会で協議をしたい場合には、本市においては申し出をしないと協議できないこととなっている。各窓口への相談の段階で、協議会として助言できるようにはできないのか。

A. 簡単に言ってしまうと、条例や規則を直せばすぐにでも対応が可能になると思う。具体的には、相談段階からの助言機能を付与する旨の条文を加筆すること。条例に基

づいているものだったりすると、トップから助言等に至るのに段取りが重いものが多い。そこで、この規定は残しつつ、実効性のある助言等の機能を持たせることも1つだと思う、との回答を得ております。

以上、簡単ではございますが、研修会報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

竹鼻さん、ありがとうございました。

今の内容について、少し補足なんですけれども、この内閣府の研修会では各自治体の差別解消法に係わるような自治体の担当者が集まって、そして研修を受けたことになりまして、さいたま市以外からも複数の関東を中心に自治体の担当者が来て研修をしたということになっております。私の方もこの協議会の代表ということで参加をさせていただきました。

今後さいたま市での体制を整える上でも大事になってくる研修であったし、それから質問に対する回答も得られましたので、今後こちらでの検討の参考にさせていただければというふうに思って共有させていただきました。

ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

まず、議題の1番目、「令和5年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組みについて」ということで、事務局から御説明をお願いします。

2. 議 事

議題1. 令和5年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について

(事務局)

それでは、議題1「令和5年度障害者差別に関する周知啓発の取組について」御説明いたします。

お配りしております、資料1「令和5年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について」を御覧ください。

まず、「1.事業者や市民を対象とした啓発」の(1)パンフレットの作成・配布としましては、①「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」と②「合理的配慮提供促進事業」がございます。

「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」については、例年、啓発イベントで配布を行うほか、この後御説明をいたします、合理的配慮提供促進事業の周知と併せ、市内飲食店、医療機関等へ配布をしています。

今年度は、障害のある方も利用する機会の多い事業者に対し周知を行ったほか、市

内で実施された多くのイベントにおいてもパンフレットを配置していただき、周知を行いました。現在 11,000 部程度配布をしております。

なお、今後につきましては、2月17日に開催を予定しております、「ノーマライゼーションカップ」においても来場者へ周知を行う予定となっております。

次に、合理的配慮提供促進事業について、説明いたします。

本事業の目的といたしましては、障害のある方が日常生活において利用する店舗等の事業所、例えば小売店や医療機関、飲食店、美容室等が、障害のある方に対し、合理的配慮を行いやすくするために、事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、補助金を交付するというものです。

交付の例としましては、簡易スロープや筆談ボード、パーテーション等の物品購入に係わる費用、また、点字メニューの作成等に係わるコミュニケーションツール作成費で、これまでの実績としましては全件物品購入に係わる費用となっております。

本事業は令和元年度に始まっており、令和4年度までに合計で26件の申請、今年度は、12月末時点で5件の申請をいただいております。

続いて、(2) イベントにおける周知についてでございます。

イベントにおける周知としては大きく3点ございます。

まず、①大宮アルディージャ手話応援についてですが、障害のある人もない人も一緒にサッカーJリーグの大宮アルディージャを手話で応援するイベントで、今年度は、8月26日(土)にNACK5スタジアムにおいて実施し、1,300名の方に御参加いただきました。当日は、市長挨拶において、障害のある方への理解について触れ、また、啓発グッズやパンフレットを配布し、ノーマライゼーションの理念について啓発を行いました。

続きまして、②障害者週間「市民のつどい」についてでございます。この「市民のつどい」は、12月3日から9日の障害者週間を記念して、障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に実施しているイベントです。

今年度は、プラザノースと市民広場、きたまちしましま公園にて、12月10日(日)に実施しております。当日は、米良美一氏による歌唱と基調講演や障害者施設・団体によるステージ発表、障害者団体によるブース展示等を実施し、2,097名の方に御来場いただきました。

最後に③さいたま市ノーマライゼーションカップについてでございます。ノーマライゼーション条例とその理念を市民に普及啓発するために、平成24年度から実施しているイベントでございます。今年度は、2月17日に、女子日本代表チーム対女子インド代表チームの試合を実施する予定でございます。こちらにつきましては、親善

試合だけでなく、来場者へのパンフレット配布やブラインドサッカー、フライングディスク、ボッチャ、サウンドテーブルテニス等の体験ブースを設置する予定です。

続きまして、(3)研修の実施でございます。こちらは、平成30年度からの取組になりますが、障害福祉サービス事業所を対象とした研修の中で、障害者差別に関する研修を対面にて実施し、障害者差別解消法の改正についても周知を行いました。

続いて、「2.市職員を対象とした啓発」でございますが、大きく、一般の職員を対象とした「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」と市長・副市長・局長級職員等を対象とした「ノーマライゼーション推進市職員研修」がございます。

まず、①「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施でございますが、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に研修を実施するものでございます。対象はさいたま市役所の全部局の職員でございます。各課所室等から職員1名が参加することとし、今年度は406名の方に御参加いただきました。

また、庁内のユニバーサルデザインの所管部局と連携いたしまして、体験型の研修を11月に実施しております。

最後に、②ノーマライゼーション推進市職員研修の実施についてでございます。こちらにつきましては、市長、副市長をはじめとする、市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に広く示すことを目的として実施するものでございます。

今年度は、11月7日に、視覚障害(ロービジョン)をテーマに、ロービジョンラボ代表 福迫かずや氏、武蔵浦和眼科クリニック 院長 江口万祐子氏をお招きし、当事者と医師の立場から、視覚障害の特性や生活における困りごと、配慮方法等について御講義いただきました。

次に、「3.障害者差別解消法に関する周知について」でございます。昨年度から、改正障害者差別解消法の周知を行っているところではございますが、今年度の周知としましては、さいたま市ホームページやSNS、市報での周知をはじめ、黒金委員や経済部局にも御協力いただき法改正及び内閣府が実施した事業者向け研修の開催周知等を実施しております。

また、2月以降にはなりますが、市内事業者向け研修会を実施する予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

(大村委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、皆様方から御質問、御意見など伺いたいと思います。いかがでしょうか。

はい。佐野委員、お願いいたします。

(佐野委員)

はい。すみません質問なんですけれど、3ページの③のノーマライゼーションカップなんですけど、これは何の試合なのかが記載されていなくて、日本代表対インド代表というのは分かったんですけど、何の試合なのか教えていただけるとありがたいです。

(大村委員長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

障害政策課、荒木でございます。

大変申し訳ありませんでした。

こちら、ノーマライゼーションカップなんですけれども、ブラインドサッカーの国際親善試合で、ブラインドサッカーの女子日本代表と女子インド代表チームの試合を開催するものでございます。

(大村委員長)

よろしいでしょうか。

(佐野委員)

はい。ありがとうございます。

(大村委員長)

他に御質問や御意見いかがでしょうか。

川津臨時委員が先に手が上がりました。川津臨時委員お願いします。

(川津臨時委員)

川津です。質問が2つございます。

1ページ目の、令和5年度配布内容の研修というところで、2ヶ所の配布先が書かれております。勉強会実施とのことで配布ということですが、具体的にはどのような勉強会か教えてください。

それからもう1点、出前講座というふうにはございますが、これはこちらに書かれている大学のみ1件ということなのか、この期間にどのぐらいの数だったのか具体的に教えてください。

(大村委員長)

今2件の質問がありましたが、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい、事務局障害政策課でございます。

まず1つ目の勉強会なんですけれども、こちら自治会等ですね、地域で勉強会を開催するというので、パンフレット要望された事例でございます。

2つ目の出前講座なんですけど、こちらに記載させていただいた通りですね、国際学院さいたま短期大学の方で、ノーマライゼーションの出前講座の依頼がありましたので、こちらで実施した出前講座において配布したものでございます。

(川津臨時委員)

承知しました。ありがとうございます。

(大村委員長)

続いて他に御質問ですが、先ほど荒井委員から、手が上がっていたかと思いますが、よろしくをお願いします。

(荒井委員)

はい、荒井です。

意見というかですね、お礼とお願いになるんですけれども。「ノーマライゼーション推進市職員研修」、11月に幹部職員を対象とした研修を実施いただきました。今年度についてはロービジョンということで、専門家の埼玉県眼科医会の江口理事、後、ロービジョンラボの当事者の代表の方の2名の研修ということで、座学も含めてですね、とても充実した内容の研修を企画、実施していただきまして、ありがとうございました。

その際、たまたま一昨日ですかね、江口先生とお話する機会がありまして、一昨日たまたま埼玉県眼科医会の研修会がありまして、それに参加したんですけれども、そこで江口先生からも研修の結果について報告がありまして、その際に、これまで私が何回か申し上げている、「医療と行政とリハビリとの連携」についてお話できた。

特にさいたま市においては、前回ですね私、申し上げたと思うんですけれども、埼玉県眼科医会で作っている「彩のひとみ」というこういうパンフレットがあるんですけれども、これの中身は、視覚障害者から相談があった場合に、どのような所に相談すればいいのか、というのが書いてあるパンフレットなんですけれども、これは眼科であったり行政であったりが、相談を受けた時になかなかその必要なところに繋がらないということで、これさえ渡していただければ最低限当事者の方が、どんな時に、どこに相談すればいいのか分かるということで、是非これを最低限渡していただきたいということで、医療機関や行政の方に働きかけをしているものです。

これについてさいたま市では、先日の研修を機にですね、手帳の交付を申請に来た視覚障害の方には、渡していただけることになったというふうに伺っております。非常にありがたいなと思います。

是非ですね、漏れのないようにというか、きちんとこれが障害を持った方、視覚障

害になって手帳を取りに来た方の手に渡って、どうしたらいいのか分からないというようなことがないように、是非今後これを活用して、きちんと対応していただきたいなというふうに思います。以上です。

(大村委員長)

今、荒井委員から、感謝のお言葉と併せて御要望ですね、ありましたけど、事務局から何かコメントありますか。

(事務局)

障害政策課、荒木でございます。

こちらですね、11月に開催させていただいた幹部職員研修、この際にですね江口先生の方から、「彩のひとみ」のパンフレット、こちらの方の御紹介もいただきましてですね、研修直後には、庁内掲示板の方にですね、この「彩のひとみ」のパンフレットを周知させていただくとともにですね、窓口等に配下できるような形の手配をさせていただいたところでございます。

やはり相談機関は多くて損することはないので、特に医療機関との繋がりっていうのは我々も盲点の部分でありましたので、この辺をPRできる資料としてかなり有効なのではと考えているところでございますので、こちらも窓口等で周知を進めさせていただいているところでございます。

(大村委員長)

荒井委員、よろしいでしょうか。

(荒井委員)

はい、ありがとうございました。

(大村委員長)

後天的に視覚障害を負う方が、非常に多いかなというところもありますので、是非、進めていただけると私もありがたいなと思っております。

議題の1に係わりまして他に御意見あるいは御質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次の議題に移らせていただきます。

議題の2番目ですね、「次期障害者総合支援計画の(案)について」ということで、以前もこの委員会で議論をさせていただいたかと思いますが、事務局の方から御説明をお願いいたします。

議題2. 次期障害者総合支援計画(案)について

(事務局)

それでは、議題2「次期障害者総合支援計画(案)について」御説明いたします。

はじめに、6月に開催されました第1回の本委員会から、これまでの計画策定にかかる流れを御説明いたします。

まず、本委員会をはじめ、市民会議や自立支援協議会等でいただいた御意見を障害者政策委員会に報告いたしました。委員の皆様からは、大変貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。そして、障害者政策委員会の意見と併せて皆様からいただいた御意見を、事業の担当課に伝え、素案を作成いたしました。

この素案につきまして、9月に市議会への報告を行い、9月25日から10月24日にかけて、パブリックコメントを実施したところです。そして、パブリックコメントや11月に実施した市民会議での御意見を踏まえ、また、本市の他の計画との整合性を踏まえた修正を行いまして、資料2としてお配りしております、「障害者総合支援計画案」を作成したところでございます。

第1回の本委員会では、障害者の権利擁護に関する部分のみを資料といたしました。が、合理的配慮の提供に関する部分も本委員会の審議の対象とすべきという御意見をいただいておりますので、ボリュームがありますが、全文を資料とさせていただきます。

それでは、計画案について、御意見をいただいていた箇所を中心に、かいつまんで説明をさせていただきます。

資料2、57ページを御覧ください。①成年後見制度の利用の促進です。成果指標の表の中のセミナーを受講した市民の累計人数が、最初は令和6～8年度まで同じ人数が入っていたため、御指摘をいただいておりますが、年度ごとの受講人数の目標を足した数字に修正いたしました。

次に、79ページを御覧ください。①障害者等に配慮した情報提供について、さいたま市のホームページだけでなく、図書館等の関係機関のホームページについても、目標を設定すべき、という御意見をいただいております。関係機関のホームページは多数あり、現時点では目標設定をすることはできませんが、市が管理する全ての公的機関が作成するホームページにガイドラインが準拠されるよう取り組んでまいります。

次に80ページを御覧ください。④選挙時の情報提供についてですが、テキスト情報のあるPDFファイルを公開しないことは、視覚障害者に対する合理的配慮の欠如にあたるのではないかと、という御意見をいただいております。これにつきましては、担当課で検討を行い、読み上げ可能なPDFファイルを市ホームページで公開することとし、その旨を計画にも掲載することとなりました。

今後は、本日皆様からいただいた御意見も踏まえまして、2月の計画の策定を目指し、手続きを進めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、次期障害者総合支援計画案についての説明は以上でございます。

ます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

ありがとうございました。

それではただいまの「次期障害者総合支援計画（案）について」ですね、何か御質問などおありになるでしょうか。あるいは御意見などがあれば併せてお尋ねできればと思います。いかがでしょうか。

こちらからの指名で恐縮なんですけど、前回御意見いただいた荒井委員の方から何かコメントがあれば、いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

(荒井委員)

荒井です。

特に新たなコメントはなくて、情報提供のところは、計画の中には特段具体的に入れていただけなかったようなんですけれども、市のホームページについて適用されることを御認識いただいているということなので、これについては、是非進めていただきたいなと思います。

後、災害に関することで、たまたま今年大きな災害が起きてますけれども、災害のところで、特に今回能登では、障害者団体に入っていない障害を持った方の支援が漏れてしまっているという事例があるようです。どうしても市と障害者団体の間では連携が取れているんですけども、そこから漏れてしまう障害のある方が、支援が受けられずに困っているという事例が発生しているようです。

さいたま市の場合は、要支援者名簿を作成して、これに基づいて支援が行われるのかなと思っているんですけども、そのあたりどのように、実際災害が起きた時に活用されるものなのかというのを、ちょっと教えていただければなと思います。

(大村委員長)

ありがとうございました。

総合支援計画の、特に盛り込むべきと御意見いただいた部分についてはコメントいただいた通りですが、追加で質問ですね、災害に関わっての御質問があったかというふうに思っております。今後、特に団体などに入っておられない方について、どのように対応ができるのかというそういう内容だったかと思いますが、事務局の方からいかがでしょうか。

(事務局)

事務局、障害政策課でございます。

今、御質問いただいた、避難行動要支援者名簿なんですけど、こちらは実際具体的にはですね、防災課と後福祉総務課の方で管理というか運用してる名簿になるんですけども、詳細はそちらの各部局の方で把握しているものなんですけど、基本的には障害者手帳所持者や、高齢、介護保険を利用されてる方たちの名簿をですね、名簿を共有することについて同意を得た方たちに関しては、自治会であったりとか、自主防災組織、民生委員の方でこちらの避難行動要支援者の情報を共有するといったもので

作成しているものでございます。

(大村委員長)

ありがとうございます。

つまり、御本人の方で了解が得られれば、情報提供するというそういう内容ですね。先ほどの荒井委員のお話ですと、そういったものに合意がされないようなケースも恐らくある。例えば中途の障害のある方なんかで、なかなか名簿登録まで行かない方も多んじゃないのかなとかですね、いろいろ御懸念もあるのかなっていうふうに思いながら伺っていたところですけども、荒井委員いかがでしょうか。

(荒井委員)

そうですね、なかなか枠組みとしては、今結論が出るものでもないでしょうし、なかなか難しいのかなと思うんですが、実際こういった事例が今回発生していますので、その点は関係部局とも連携していただいて、漏れのないようにできるだけプッシュ型というかですね、市の方からも連絡がとれるような方に対しては、極力サポートをしていただけるような体制を整備していただければなと思います。以上です。

(大村委員長)

ありがとうございました。

私から言うことではないかもしれないんですけども、地域生活支援拠点ですね、障害のある方が、各地域で安心して暮らすことができる体制づくりというのが今ちょうど始まっているところなので、これ区ごとに展開するというふうに伺っておりますので、体制づくりのところでも、もしかすると活用いただけたり、対応いただいたりする部分もあるのかなとも思いますし、それから自主的にですね、障害のある方御自身が対応するとか、事前に段取るってことも、もしかすると重要になってくるのかなと思って聞いておりました。

すみません、差し支えなければ森脇さんの方で、その障害のある方、特に大学を中心にですね、どんなふうにその防災の関係で対応しているのかっていうのを、少し御紹介いただけると嬉しいなと思うんですが、いかがでしょうか。

(森脇委員)

森脇でございます。皆さんこんにちは。

私、青山大学、青山学院大学に今所属はしているんですけども、以前より障害のある大学生の支援に長く関わっておりまして、その中で大学生が大学の中で、例えば地震や火事などの災害に遭った時に、大学としてどのような対応をしていくかという視点なんですけれども、そこに関わるプロジェクトに参加しておりました。

これ、置き換えますと、大学生っていうのはユーザーで、大学っていうのは事業所になるわけで、事業体になるわけなんですけれども、その事業者が、そのユーザーに対してどのように対応していくかということに置き換えができるので、そのように聞いていただければと思うんですが、大学の中では今、障害のある大学生が非常に増えていて、大学生への避難対策っていうところも同時に検討されています。

例えば、大学の中で避難訓練とか必ずするわけなんですけれども、そこに例えば参加で

きない学生さんがいないかということですか、あるいはその防災に関する、例えば大学の中の規定にですね、障害のある学生への配慮、あるいは災害時の対応についての項目などがちゃんと含まれているかどうかというところをチェックするとか、あるいは避難行動に関して、個別に避難計画を立てるっていうようなワークショップを行ったりということをしております。それに関連する情報を1つまとめた、大学としてといいますか、事業所として、このような準備が必要だ、あるいは大学としてだけでなく、学生本人にも一緒にそれについて考えていただけるような対応の仕方というのを、マニュアルとまではいかないんですけども、スタンダードっていう感じですね、こういう観点でチェックをして準備をしていけば、何か起こった時の対応に役立つんじゃないかということをお知らせさせていただいております。

もしよろしければ、後ほどチャットの方で、関連する情報を流させていただきたいなと思っております。

先ほど荒井委員の方からも、お話あったんですけども、能登の地震があって、今そういう色々な情報が入ってきているところです。災害関係のことでも、かなり物資ですとか、人的な支援がかなり遅れていたのも、そちらを優先されて進んではきていますけれども、今やっと、様々な障害のある方ですとか、そこで困っていらっしゃる方たちの情報というのが上がってきているところなんですけれども、やはり地域との連携っていうところの難しさと、もう1つは、地域にお住まいの方たちだけではなくて今回のお正月だったので、他の地域から来られている人たち、非日常の状況で、どのように対応するかっていうことなんかすごく課題になっているというふうにお聞きしているので、また何か情報がありましたら、提供させていただきたいというふうに思っております。

この間から、NHKから取材いただいたりとかして、かなりそれぞれの障害の種別といいますか、対応例とか実践例みたいなことがやっと上がってきたという印象でおります。以上です。

(大村委員長)

どうもありがとうございました。

具体的に大学の場面で、どのように対応するのかというのをお話くださって、多分これって、どこの地域でも、それからどこの事業所でも応用可能な話なのかなというふうに思ってたんですけど、大事だなと思ったのは、もちろん体制を作ることでも大事なんですけれども、障害のある方御本人が個別にどういう行動を取るのかっていうそのリスクを考えた上で、リスクを回避するための行動を、一緒に平時から考えていくっていうのがとても大事なんだなっていうことを、改めて考えさせられました。

つまり自治会に提供したからそれでOKという形ではどうもなさそうだったことですね。なので、是非今後もこの件、考えていければなというふうに思いますので、とても良い課題提起だったなというふうに思っております。ありがとうございます。

そうしましたら、併せて議題の今2番目のところにいるんですけども、次期の障害者総合支援計画の案について皆様方から他にいかがでしょうか。

はい。川津臨時委員お願いいたします。

(川津臨時委員)

川津です。質問というか確認になりますが、少しずれるような質問になるかもしれませんが、確認です。

先ほど、次期障害者総合支援計画の案について、事務局からお話を伺いました。

昨年の10月から11月までの間に、パブリックコメントを実施して「障害者の権利擁護に関する」ということと「差別解消に関する意見」というのがいくつかのパブリックコメントに出ていたかと思います。それを踏まえて、今回、この案が作られているのか、それについては今回見送られているのか、ちょっとそのあたりもう一度確認も含めてお願いしたいと思います。

(大村委員長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

事務局です。

パブリックコメントをいただきまして、今回の案については、パブリックコメントについても検討を行いまして、反映できなかったものもありますけれども、反映できたものを反映してお示ししているという状況でございます。

(川津臨時委員)

川津です。御回答わかりました。

ちょっとずれたかもしれないので申し訳ないんですが、障害者の権利の擁護に関する意見と差別に関する意見、パブリックコメントの集計があったかと思うんですが、何件ぐらいあったのかということ、いくつか意見として反映できたということだったんですが、どの程度が反映されたのかといった具体的なところをお示しいただければと思います。もし回答いただければ、今でなくても結構で、議事録でも結構ですのでよろしく申し上げます。

(大村委員長)

事務局いかがでしょうか。お答えできる範囲でお願いできればと思いますが。

(事務局)

はい、障害政策課でございます。

今、手持ち資料がないので、後ほど議事録で回答させていただきたいと思います。

(川津臨時委員)

はい。結構です。よろしく申し上げます。

(事務局【後日回答】)

パブリックコメントの御意見につきましては、18名の方から56件の御意見をいただき、修正項目数は9件となりました。

差別や権利擁護に関する直接的な御意見はありませんでしたが、偏見や虐待、障害への理解促進に関する御意見が3件ありました。いずれも、計画の修正は行わないと

いう回答にはなりましたが、ノーマライゼーション条例の理念の普及啓発に引き続き取り組んでまいります。

(大村委員長)

それでは他に御意見等ございますでしょうか。

(藤本委員)

よろしいでしょうか。

(大村委員長)

今、どなた様でしょうか。はい、藤本委員お願いいたします。

(藤本委員)

はい、蒸し返すようで、大変申し訳ございません。

私、人権擁護委員をしております、藤本と申します。

人権擁護委員という立場からちょっと外れるかもしれませんが、私は、つい一昨年まで民生委員を長く務めておりました。その際、障害政策課さんからお話ありました、地域の方の所を回りまして、支援をとということで、自治会の方に登録をとか、お声掛けをしたのですが、まずその時ネックになったのが、自治会には世話になりたくないという、ちょっと頑なに拒む高齢者の方、若い方でもそうなんですけども、まず自治会に入っていないということが、1つネックになっていました。

今回のように、大きな災害が起きてくると、また考え直してくださるかもしれませんが、特に世話になることはないからということで、登録するのは嫌だと、そういう方がいらっしゃったので、あまりに私ども強く言うのも、プライバシーの侵害、個人情報、色んなことが絡んできますので、そこで引いてきたんですけども、どうにかして、その助けられる方を、今回テレビを見ていますと、助けられる命が助けられなかったとか、それから障害をお持ちの方たち、お子さんなども、お母様が、うちの子が、もう御高齢のお母様が、もう30代40代の息子さんを、御自宅で見ているというような、そういう報道もされております。これは周りが思いやりで包むしかないかもしれませんが、何らかの形で、こういう制度とか政策みたいな形ではいけないものがあると思うんです。

ちょっとまとまらない意見なんですけど、地域の各自治体ですね自治会、小さな意味では自治会活動などで、なるべく思いやりを持って、障害がある方たちを、見守っていくってというような形でやっていただけたら、こういう総合支援計画という立派なものではできない何かがあるのではないかなと思っております。

ちょっと話がそれてしまいましたけども、本日御出席の皆様方、色んな所で、色んな方に接してらっしゃいますので、是非下からの支えというような、大きく包んでもらえたらと、民生委員をやっていました立場で発言させていただきました。

それからまた人権擁護委員としても、是非そういう人権、人の心を守るという意味でお願いしたいと思います。

ちょっとまとまらない意見で申し訳ございません。失礼いたします。

(大村委員長)

はい。貴重な御意見どうもありがとうございました。

おっしゃる通りだなというふうに思いながら伺っておりました。

障害のある当事者の方が、周りの方にSOSですね、援助要求ができるかどうかという、周りの方のことを信頼できる関係性がなければ援助要求はできないというふうに思いますので、恐らく、その援助を求めないとか、世話になりたくないというところの裏には、解きほぐすことができないような、なかなか難しいことも恐らく背景にあるんじゃないのかなと感じております。

それを1つずつ解きほぐしていく必要があるのかなと思っていまして、その間にあるですね、わだかまりであったりとか、過去のネガティブな経験とかそういったものも、恐らく、御共有できるような方がおられないと、そこは難しいところもあるのかなと思っていまして、そこをいかに進めていくのかというのが、恐らく鍵になるんじゃないかというふうに思っておりますので、今後の大きな課題ということで受けとめさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(藤崎委員)

ありがとうございます。

(大村委員長)

それでは、よろしければ最後にまとめてまた御意見があればお伺いする時間を取りたいというふうに思いますので、次の議題に入らせていただければと思います。

それでは、議題の3番目ですね、「障害者差別に関する相談状況について」ということで事務局から説明をお願いします。

ここからは、個人情報を含む資料の説明に入りますので、申し訳ございませんが、傍聴人の方につきましては、ここでミーティングルームからの御退席をお願いします。

事務局の方で御対応をお願いいたします。

議題4. さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の改正について

(大村委員長)

はい、承知しました。それでは次の議題に移らせていただきます。

議題の4番目「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の改正について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局、障害政策課でございます。

それでは、議題4の「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)の改正について、御説明いたします。

資料の4、こちらをお願いいたします。こちらの資料4は「議題第〇号」とか入っていないんですが、今度の2月議会に議案として条例改正議案として出す資料でございます。

先ほど来、お話がありましたとおり、今年4月1日に改正障害者差別解消法が施行

されます。それに伴いまして、ノーマライゼーション条例の改正を予定しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法）の一部改正により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

現在のノーマライゼーション条例は、障害者差別解消法制定に先駆けて制定されたものであり、差別については、教育や雇用とかそういった特定の場面においては、主体を限定せずに「合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること」を差別として定義しております。そのことから、現時点では、事業者による合理的配慮の提供が義務付けられる範囲は、法律より広がっております。

しかし、今回の4月1日の法改正により、事業者による合理的配慮の提供については、場面を限定せず、現行の「努力義務」から「義務」へと改められ、条例と比較して、法律が広く義務化されることとなります。そのため、条例についても法律に沿う形で、改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、差別の定義に、「市又は事業者が合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること」を追加するとともに、その他規定の整備を行うものでございます。

なお、本条例の施行期日は、令和6年4月1日としており、今年2月の市議会での成立に向けて手続きを進めているところです。

今年度第1回の権利擁護委員会の会議におきましては、国や他の自治体との連携について、条例に盛り込むべきという御意見をいただいております。こちらについては、会議録の中に事務局の回答として記載いたしました。こちらについては、ノーマライゼーション条例において、「別に定める指針に従い、事業者及び関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行わなければならない」と規定がございまして、既に条例に連携についての規定が盛り込まれているという認識であることから、連携については今回の条例改正では行わない予定でございます。

ただ、御指摘いただいたとおり、連携をしっかりとしていかなければいけないということは、改めて認識しなければならないことと考えております。

そこです、資料の5、お配りしたのは資料の6でお配りしちゃったんですけども、「3差別事案対応における各機関との連携」といった資料をお配りさせていただいております。こちらが先ほど言った障害者相談支援指針といった指針の下の方に書いてあるんですけども、224ページがこの「3差別事案対応における各機関との連携」というものなんですけれども、こちらが障害者相談支援指針から抜き出したものでございます。こちらがですね、各区の支援課や障害者生活支援センターの職員が、日頃の相談業務の参考で使うということで作成している指針でございます。

こちらの指針については、地域自立支援協議会の意見を聞いて、変更とかする場合は、作成するというものが要綱で定められております。もしですね、この障害者相談支援指針の改正内容をちょっと改めた方がいいんじゃないか、といった場合にはですね、基本的にはその内容について、地域自立支援協議会の事務局に伝えてから修正をするという流れになります。

本日は時間の関係もありますので、相談支援指針について色々議論するといったことはできないんですけども、今後も、この相談支援指針について、こういったことを連携先として追加すべきなんじゃないかといった御意見とかですね、修正の御意

見、後実際に相談を対応する際にですね、相談内容を記入する相談対応シートといった様式もございますので、そういったものをもっと簡単な様式にした方がいいんじゃないかといった御意見も含めてですね、今後色々御提案、御意見いただければと考えているところでございます。

この指針なんですけれども、今お配りさせていただいた、資料5の1、2ページ、2枚程度の簡単に作らせていただいているものでございまして、指針は支援者が相談を受けながら参照することを想定しておりますので、基本は分かりやすいものであることが重要ですので、必要な項目は記載しつつも、簡潔で読みやすいものにしなければなりませんので、そういった点をちょっと御留意いただいて、何でもかんでも詰め込めばいいってものでもないの、ちょっとそういった形で、もしこういった連携機関等も書くべきだといった御意見ありましたらですね、御意見等を今後いただければと考えているところでございます。

条例議案の説明と併せまして障害者相談支援指針の説明については以上でございます。御意見の方よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

ありがとうございました。

それでは、条例の改正についてということで、内容としては、今年の4月から施行される、差別解消法の改正に伴って、条例の方を内容としてですね、それに並べるといふか、それを同じ水準まで引き上げるというそういう内容での改正ということになっているかと思いますが、皆様方から御意見、御質問など受けたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これは、進行する私からで大変恐縮ですけれども、今後ですね、恐らく今日御参加の例えば、医師会様であるとか、それから、商工会であるとか、様々な団体様の方にも御相談がいった、これはそうなんじゃないかっていうことが、恐らく発生することはあるんじゃないかというふうに思っています。そのために、恐らくその監督する省庁とか、監督する市の担当課などに、照会があるみたいなこともよくあるんじゃないかというふうに思っておりますし、監督権限があるのが、多分それぞれの担当課ってことも恐らくあると思いますので、なるべく簡便にそういったものを受け付けられるようなシート、先ほども少し事務局から提案がありましたけれども、そういったものも含めて、今後検討されるというようなこともあるかと思っておりますので、是非、さいたま市でそういう事案が起きたときに、迅速に対応できたり、それから集約できたりするような体制が望ましいのかなと、私も思いますので、今後、そういったものが御提案ありましたら、この場でまた審議させていただければというふうに思っております。

今はですね、各相談支援事業所とか各支援課さんですね、障害福祉の窓口ですね、区の窓口と障害者の相談支援事業所の方で対応はするけれども、特に何かこう、それを全部まとめなきゃいけないとかって感じには多分なってないんじゃないかと思っておりますし、ここに報告するって義務も確かなかったんじゃないかというふうに思うので、とはいえ、恐らく今後ですね、そういう障害を担当する課とか、相談窓口だけじゃないところに相談がいくことが十分想定されますので、そういったことを対応できるような方向で、今後考えていきたいというそんなお話だったかなと思います。

今日の1事例目ですね、先ほど議論しました1事例目の事案なんかが非常に分かり

やすいかと思うんですけれども。確か先ほど竹鼻さんから御報告いただいたときに、内閣府の事例ではどんなものがあったかっていうとですね、民間のスポーツクラブでの事案があって、それをどう対応するのかっていうところで、御相談があったんですけどもというところで、民間のスポーツクラブだと担当する省庁が経産省でした。尚且つ、そうじゃなくて総合型スポーツクラブみたいなものと、文部科学省が担当で、とかっていうふうに、どうも監督する省庁もそれぞれ違ったり、窓口も違うっていうようなこともどうもあるようなので、かなり複雑になっているのかなっていうところもありますと、多分窓口がかなり増えてくるっていうか、差別の案件について御相談がある窓口も増えてくるのかなと思いますので、もし、簡便に交通整理できるようなことを考えていければなというふうに思いながら伺っていました。

はい。皆様方から他にいかがでしょうか、この件に関して、よろしいでしょうか。

それではですね。続きまして、議題の5番目「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」、これは市の職員の対応要領について、事務局から御説明をお願いします。

議題5. さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について

(事務局)

それでは、議題5「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」御説明させていただきます。

資料6を御覧ください。

令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行されることに伴い、ボランティア団体や個人事業主などを含めた事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。

これを機に、「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」についても、対象の中に高次脳機能障害や難病を明記すること、イベント・講演会・講座等での留意事項を加えた改定を行う予定です。

改定項目は、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)」の改正同様、国の改定に併せた部分のみを予定しております。

改定か所につきましては、下線部分です。

なお、本市では、この職員対応要領のほか、合理的配慮を提供する以前に必要なとされる事項を記載した、「障害のある方への対応の基本」を作成しております。

この対応の基本につきましては、内容も多岐に渡り、法改正までに改定するには時間が不足していることから、今後各種審議会及び市民会議等での御意見を参考にしながら、必要に応じて時間をかけて改定することを検討しております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

(大村委員長)

御説明ありがとうございました。

改正障害者差別解消法の施行に伴い、職員の対応要領の変更という御提案ということになります。

基本的には、国の障害者差別解消法の基本方針などに基づきながら、この改正案を

考えてくださっているというふうに理解をしておりますが、事務局の方でそういう内容でよかったかどうかの確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

障害政策課でございます。

今、委員長がおっしゃられた通りでございます。

(大村委員長)

ありがとうございます。

特にその具体例がもう盛り込まれているというのが、今回の国の基本指針の方で大きく異なる点になるのかなというふうに思っていて、非常に分かりやすく変更されているのが、国の方の指針の内容になっているかと思うので、今回も同じように様々な具体的な場面もかなり書き込んでくださっている提案になっているかなと思っております。

皆様方の方で、御意見などいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(佐野委員)

すみません。

(大村委員長)

はい、お願いいたします。

(佐野委員)

社会保険労務士の佐野です。

質問なんですけれども、6ページの、赤字の所の最後の方に「特に障害のある女性に対しては障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する」と書いてあるんですけれども、ここ女性を特に取り出したのには何か意味があるのでしょうか。

(大村委員長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。

国の方で、指針の改正にあたって、女性であるがゆえに差別されているというものと、障害者差別という二重の差別を受けている方がいらっしゃるということについて、問題提起されていまして、国の方でも対応要領このような形に変わってしまっていて、それに倣って記載したものになります。以上です。

(佐野委員)

承知しました。

(大村委員長)

他に御質問などございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたらこちらの議案につきましては、以上とさせていただければと思います。

これで予定していた審議は全て終了したかと思いますが、皆様方の方で何か御意見、それからこの場でお話しされたいことなどございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これにて全ての議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

御協力どうもありがとうございました。

(事務局)

はい。ありがとうございます。

それでは本日はですね、長時間にわたりまして貴重な御意見、頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

なお、臨時委員の皆様につきましては、今年度末をもって任期満了ということでございます。臨時委員の皆様におかれましてはですね、約2年間本市の障害者施策の推進に御尽力いただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。

次期委員につきましては、今後選任手続きを行わせていただく予定でございます。

また改めて、次年度以降もお願いさせていただくという方もいらっしゃるかと存じますが、その際にはどうぞまたよろしくお願いいたします。

次回の会議の予定につきましては、また決定次第、御連絡をさせていただきます。それでは、以上をもちまして本日の会議を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には、会の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

以上でございます。